

令和7年度 総合学習用図書ネットワーク貸出 利用マニュアル

令和7年4月1日

1. サービスの利用について

- (1) 年度当初に中央図書館利用サービス課が、利用の募集及び調整を行います。応募状況により抽選・調整を行い、年間の「ネットワーク図書貸出計画表」を決定します。年度途中の再募集は行いません。
- (2) 利用にあたって、ご不明な点があれば、中央図書館までお問い合わせください。

2. 図書の利用について

- (1) 丁寧に取り扱い、紛失や破損がないようご注意ください。
※後述「5. 図書の紛失及び汚破損」参照
- (2) 学校外へ持ち出さないようにしてください。
- (3) 図書の利用期間は約1か月です。利用期間・搬出入期間を厳守してください。
 - ・継続して利用したい…次のコマに利用する学校がない場合、1回限り延長できます。搬出入期間の3週間前までに中央図書館へご相談ください。
 - ・キャンセルしたい…搬出入期間の3週間前までに中央図書館へご相談ください。

↓ ※運搬方法の間違いが大変多くなっています。必ず確認してください。 ↓

3. 図書の運搬について

- 搬出先（学校または中央図書館）は、「ネットワーク貸出計画表」にて確認してください。
- 搬出する学校が次の学校の担当者へ連絡を取り、運搬日や方法を相談してください。
運搬方法や業者の指定はありません。
- 中央図書館へ返送する際も、忘れずに事前連絡（返送・到着日時、返却方法等）をお願いします。
- 団体貸出の郵送返却サービス（クロネコヤマトによる着払い）は利用できません。

(1) 費用負担 原則、搬出元の負担となります

- ・中央図書館から学校への搬送 … 「ゆうパック」（元払い）を利用します。
- ・学校から次の学校への搬送 … 搬出元の学校が負担してください。
- ・学校から中央図書館への返送 … 持込・郵送どちらでも構いません。郵送の場合は、搬出元の学校が費用を負担してください。

(2) 日程

「ネットワーク貸出計画表」を参照してください。

(3) 手順

「総合学習用図書ネットワーク貸出 受取・発送の手順」を参照してください。

4. 利用セット内容について

到着時に必ずご確認ください。 次の学校へ到着時に紛失等が発見された場合は、直前の利用校の責任となり、弁償をお願いする場合があります。また、双方で発出時・到着時の冊数確認が出来ていない場合は、実際には前の利用校の過失であったとしても、現在利用している学校に弁償をしていただきますので、ご了承ください。

(1) セットの内容

- | | |
|--------|-------------------------|
| ① コンテナ | 青箱 2 箱 |
| ② ファイル | ※以下の「(2)ファイルの内容」が入っています |
| ③ 本 | ※②のファイルに本のリストがあります |

(2) ファイルの内容

- ① 冊数確認表
- ② 総合学習用図書ネットワーク貸出利用マニュアル 2025
- ③ 書名リスト
- ④ ネットワーク貸出計画表
- ⑤ 「総合学習用図書ネットワーク貸出」受取・発送の手順

※②は図書館 HP でも公開し、②・④は KICS でもご確認ください。

5. 図書の紛失及び汚破損

(1) 図書の紛失

- ・ 図書を紛失された場合は、中央図書館へ速やかにご連絡のうえ、まずは、学校内・学校図書館内・職員室内などをよく探してください。どうしても見つからない場合は、弁償していただくことになります。

(2) 図書の汚破損

- ・ 軽微なページ破れなどは、自校で修理していただいて結構です。ただし、セロハンテープなどは使用せず、図書修理用品を使用してください。
- ・ 汚破損の程度がひどく、自校での修理が難しい場合は、必ず中央図書館までご連絡ください。場合によっては弁償をお願いすることがあります。

【問い合わせ先】 中央図書館 利用サービス課
市民サービスライン 児童サービス担当
電話 371-3385 (直通)
FAX 371-3382 (直通)